

○桜町地区市街地再開発事業の終了認可

都市再開発法 第50条の15（市街地再開発事業の終了）

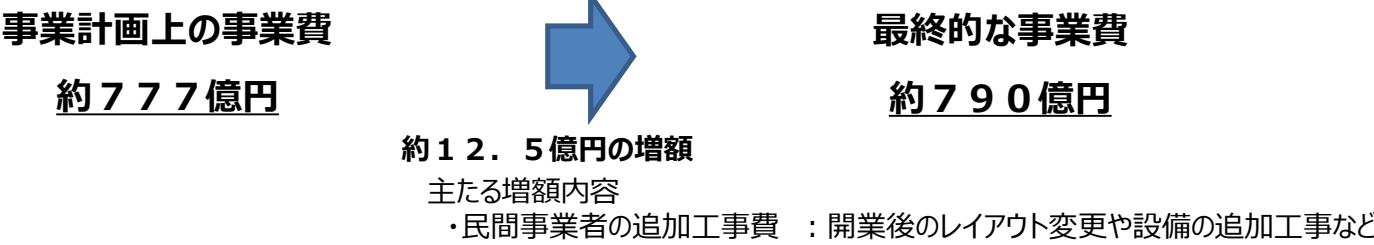
再開発会社は、市街地再開発事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ・ 3月上旬に事業者の追加工事完了をもって、再開発会社から熊本市に対し、事業終了認可の申請書が提出される予定

○スケジュール

2019年（R1年）	9月	商業施設 オープン	
〃	12月	熊本城ホールグランドオープン	
適宜		事業者による追加工事の実施	
2021年（R3年）	3月上旬	〃	が完了
〃	〃	事業終了認可の申請	【事業者⇒市】
〃	3月中旬	事業終了認可	【市⇒事業者】
〃	3月下旬	再開発会社の解散	【事業者】

○事業収支について



※ 熊本市からの補助金、熊本城ホールの保留床取得金については変更なし